

令和 8 年

厚生建設常任委員会記録

令和 8 年 6 月 1 1 日 開会

令和 8 年 6 月 1 1 日 閉会

河 合 町 議 会

令和8年厚生建設常任委員会記録

令和8年6月11日（木）午後 1時30分開会

午後 2時13分閉会

出席委員

委員長 梅 野 美智代

副委員長 馬 場 千恵子

委員 佐 藤 利 治

委員 杵 本 光 清

委員 大 西 孝 幸

委員 疋 田 俊 文

副議長 岡 田 康 則

委員外議員

2 番 常 盤 繁 範

5 番 中 山 義 英

6 番 坂 本 博 道

出席説明員

町 長 森 川 喜 之

副 町 長 松 山 善 之

教 育 長 上 村 欣 也

総 務 部 長 小 野 雄 一 郎

福 祉 部 長 浦 達 三

まちづくり
推進部長 中 島 照 仁

税 務 課 長 佐 藤 愛

子育て健康
課長 谷 田 悦 子

都市計画課長 杵 本 幸 史

下水道課長 上 原 郁 夫

保 健 士 梅 本 美 弥

事務局職員出席者

局 長 高 根 亜 紀

係 長 在 原 聖 人

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○委員長（梅野美智代） ただいまより厚生建設常任委員会を開会いたします。

○委員長（梅野美智代） 去る5日の本会議において当委員会に付託されました議案第28号、第29号、第30号について審議を行います。

また、資料請求を行った内容につきましては、質問しないようよろしくお願いいたします。

議案第28号 令和8年度河合町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいですか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（梅野美智代） お願いします。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） はい、浦部長。

○福祉部長（浦 達三） それでは、議案第28号 令和8年度河合町介護保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ121万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,921万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、こちらは委託料を121万7,000円増額するものであります。これは介護保険法の法改正において、介護保険施設等における居住費やショートステイなどの滞在費の負担限度額の一部が改正されたことにより、必要なシステム改修を行うため、委託費を増額するものでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目3介護保険事業費補助金、これは、今回の増額補正に係わる費用に対して、国から2分の1の補助金60万8,000円を増額補正するものです。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、これは、今回増額した委託費に対する町の負担分60万9,000円を増額補正するものです。

以上が、議案第28号 令和8年度河合町介護保険特別会計補正予算の説明となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（梅野美智代） はい、ありがとうございました。

審議方法は、歳入歳出それぞれ一括で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（梅野美智代） それでは、まず、歳出から審議に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○委員（大西孝幸） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） はい、大西委員。

○委員（大西孝幸） システム改修の予算ということで、要は基幹システムということなので、7市町村だったかな、基幹システムをやっているけれども、これは、ほかの河合町以外の基幹システムを同じようにやっているところと同額なのかどうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） 他の7町と同額でございます。

○委員長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○委員（馬場千恵子） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） はい、馬場委員。

○委員（馬場千恵子） このシステム改修ということで、国からの補助は50%というふうになっていますけれども、それはもう決まっているんですか。50%補助するという形。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） システム改修にもよるんですけども、国の補助金がつく場合もあれば、当然、国の補助金につかないシステム改修もございます。

○委員長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（梅野美智代） 次に、歳入に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「ありません」と言う者あり)

○委員長(梅野美智代) ないようですので、厚生建設常任委員以外の方で質疑のある方、おられますか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(梅野美智代) ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長(梅野美智代) 全員であります。

よって、議案第28号 令和8年度河合町介護保険特別会計補正予算については可決とすることに決しました。

次に、議案第29号 令和8年度河合町下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいですか。

(「お願いします」と言う者あり)

○委員長(梅野美智代) はい、お願いします。

○下水道課長(上原郁夫) はい、委員長。

○委員長(梅野美智代) はい、上原課長。

○下水道課長(上原郁夫) それでは、議案第29号 河合町下水道事業会計補正予算についてご説明させていただきます。

今回の補正は、4月の人事異動によるもの、また下水道ウォーターPPP導入について、国庫補助金交付要件の改正に伴い、導入の可能性を北葛城郡4町の広域で検討することになったことにより、財源補正が生じるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきまして、支出では、第1款下水道事業費用の第1項第5目総係費において134万1,000円の減額、収入では、第1款下水道事業収益の第2項第3目他会計補助金で1,865万9,000円の増額、第4目補助金で2,000万円を減額し、計134万1,000円を減額するものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費2,439万2,000円を3,187万4,000円に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第29号の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（梅野美智代） 審議方法は、収入支出それぞれ一括で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（梅野美智代） それでは、まず、支出から審議に入ります。

質疑のある方、発言をお願いします。

（発言する者なし）

○委員長（梅野美智代） ないですか。

次に、収入に入ります。

質疑のある方、発言をお願いします。

○委員（馬場千恵子） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） はい、馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 収入のところで、国庫補助金減額ということで伺っていますけれども、3月の予算のところで、国庫補助金の官民連携等基盤強化推進事業補助金という形で入っていますけれども、これちょっと長くて、少しあれだったんですけれども、前回のときには、ウォーターP P Pというふうに書いていたのが、こういう表現になっているんですけれども、それは何かあるんですか。

○委員長（梅野美智代） 上原課長。

○下水道課長（上原郁夫） はい、こちらにつきましては、この補助金といいますのが、官民連携等基盤強化推進事業の補助金でありまして、これの事業の補助金を活用して、下水道ウォーターP P P導入可能性調査というのを実施していくということになります。

○委員長（梅野美智代） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） これは調査費用というもので理解していいんですか。

○下水道課長（上原郁夫） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 上原課長。

○下水道課長（上原郁夫） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（梅野美智代） ないようですので、厚生建設常任委員以外に質疑のある方おられますか。

○委員外議員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） はい、坂本議員。

なお、質問は一人1回で、3問までの質問といたしますので、よろしくお願いします。

○委員外議員（坂本博道） 私のほうから、先ほどの補助金の減額の件について、その内容とか中身については資料請求で分かりました。

ただ、これを進めていく事業そのものについて、当初予算のところで、実は十分確認できていなかったんですけれども、今回のところで、PPP導入可能性の調査検討ということになっておりますので、実際どういうふうな検討をするのか、いつまでにそれを出すのか、そして、その後の結果として、この事業の民間委託の方向へ進めるということになる事業なのかのあたりをちょっと確認しておきたいと思います。

○下水道課長（上原郁夫） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 上原課長。

○下水道課長（上原郁夫） こちらの令和8年度に予定しております下水道ウォーターPPP導入可能性調査では、下水道施設の管理と更新を一体的にマネジメントするために最適な手法を選定する上で必要な基礎調査を実施して、官民連携に向かう資料作成を行います。

具体的には、基礎調査、資料の収集・整理、現状及び将来の見通しの分析、そして2つ目に、現状分析の課題の洗い出し、対応策の抽出、課題への対応方針の整備、そして枠組みの検討、マーケットサウンディング、民間業者の意向調査、そして最適な手法の確認を行ってまいります。

そして、その導入可能性調査を令和8年度・令和9年度で実施しまして、実際につきまして、ウォーターPPPについては、令和10年度から進めていきたいと考えております。民間委託を官民連携して進めていくと考えております。

○委員長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（梅野美智代） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（梅野美智代） 多数でございます。

よって、議案第29号 令和8年度河合町下水道事業会計補正予算については、可決とすることに決しました。

次に、議案第30号に入ります前に、先日の全議員説明会のときの回答を担当課のほうから

お答えしていただきます。よろしくお願いします。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 先日の全議員説明会におきまして、中山議員からご質問を頂戴し、すぐに回答できなかったものにつきまして、審議に入っていただく前にお時間を頂戴して回答をさせていただきます。

中山議員におかれましては、条例第3条、課税免除の対象施設について、家屋もしくは構築物、またはこれらの敷地にある土地という表現について、構築物は償却資産であることから、固定資産と表現してはどうかというご意見をいただいております。

議員ご指摘のとおり、地方税法に定められている償却資産の一つに構築物がございます。しかしながら、償却資産は、構築物のほかにも機械及び装置、工具、器具及び備品など、幅広い資産が含まれております。もし、本条例で単に固定資産と表現してしまいますと、課税免除の対象外であるはずの機械及び装置や工具、器具及び備品などまで含んだ全ての固定資産が免除対象であるかのような誤解を事業者などに与えてしまう懸念がございます。

また、関連規定におきましても、免除対象となる資産の範囲は、家屋及び構築物並びにその敷地である土地と限定的に指定されております。そのため、町の条例におきましても整合を図る必要がございますので、条例案のとおりとさせていただきたいと考えております。

次に、地域未来投資促進法の期限が令和10年3月31日であることから、令和10年2月に建築物を建築した場合、固定資産の課税が令和11年からとなるが、課税免除の対象となるかの問いに対しまして、その時期には法の期限の延伸も示されており、事業計画が知事に承認されたものであれば課税免除の対象になると答弁しておりましたが、法の期限の延伸が未確定の現状で、法の期限が延伸されるであろう、また延伸されなかった場合において経過措置があるであろうという前提で、課税対象となると答弁すること自体に誤りがございました。おわびして訂正させていただきます。

全議員説明会で頂戴いたしましたご質問の回答は以上でございます。

○委員長（梅野美智代） ありがとうございます。

それでは、議案第30号 河合町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明をよろしくお願いします。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） それでは、議案第30号 河合町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

このことにつきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業を進め、本町における企業の進出や事業拡大を促進することによる地域経済の活性化及び雇用創出を図ることを目的とし、本町において工場等の新設または増設を行う事業者に対し、土地や建物などの設備投資に係る固定資産税の課税免除の措置を講じ、初期投資の負担軽減を図るため、県内の他市町村でも同様の取組が進められていることを踏まえ、新たに条例を制定するものであります。

なお、固定資産税の課税免除に伴う減収分につきましては、地方交付税により減収額の4分の3が補填されます。

以上が提案理由でございます。ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、私からの説明を終わらせていただきます。

○委員長（梅野美智代） それでは、審議に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○委員（大西孝幸） はい。

○委員長（梅野美智代） 大西委員。

○委員（大西孝幸） 今回、河合町は条例制定をするわけですが、この条文の内容で、他の市町村はこういう条例の条文の中で運用されているのかどうか、その辺をお願いします。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 他市町で制定された条例と比べて、上程させていただいている条例との違いという形でお答えさせていただきます。

本条例の策定に当たりましては、先進して条例を制定している県内の11自治体の事例について、幅広く調査、比較検討を行ってまいりました。制定された時期も自治体により異なっております。そういうことから、条例内の文章表現などにおいては、細かな違いというのは見受けられております。しかしながら、本条例におきましては、先進自治体のよい部分というのを積極的に採用しているところでございます。その上で、上位の法令の文言や趣旨との整合をしっかりと図りながら丁寧に至ったところでございます。

○委員（大西孝幸） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 大西委員。

○委員（大西孝幸） 今の回答で、要はこの今回上程された条例の内容というのは、更新された内容ということで理解をしておけばいいということですね。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 他の自治体が制定しております条例というのが先進的に定められておりますので、よいところを採用させていただいて、国の法律との整合を図りながらつくっております。

○委員長（梅野美智代） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 町として企業を誘致したりするのに、サービス、税の面でもやらんと来ないからという発想は理解できています。ただ、ちょっとこれ何回も、分からなかったから今朝からも見たんですけれども、条例の内容。総務文教じゃないのかなと思っていたんですけれども、なぜこっちに来るようになったのかという何か理由はあるんですか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 小野部長。

○総務部長（小野雄一郎） 議案の審議方法につきましては、議会のほうで受けていただいたものと解釈しておりますので、答弁のほうはいたしかねます。

○委員（佐藤利治） 分かりました。

○委員長（梅野美智代） ほかにございませんか。

馬場委員。

○委員（馬場千恵子） この条例の制定についてですけれども、前回の説明のときに11市町というふうに聞いていたんですけれども、今、課長が言われたことは、11自治体という、自治体ということで、市だけがというものか、それと制定されているのか、一番早く制定してきたところとか、こういうものを手がけている自治体はいつから手がけているのかなというのと、続けて言っていていいですか。それとも。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 県内でございますが、奈良市、五條市、御所市、葛城市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、広陵町が定めております。

早いところであれば、平成21年、22年、23年というのが早く制定されております。

○委員（馬場千恵子） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） どういったところというか、事業の中身はどういったものが多かったですか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） それは、制定されている自治体が受けている……。

○委員（馬場千恵子） 違います。どういう事業でそれについて進められたのか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 本制度の目的といたしましては、既存事業者を含めた設備投資の促進、また、こういう雇用の創出及び地域経済の活性化を図ることを目的としておりまして、企業誘致のみを対象としているというような制度ではございません。

○委員（馬場千恵子） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） ほかの自治体は、企業誘致だけを対象にしていないということですよ。今、市以外の町とか挙げてもらったんですけれども、一番身近なところで、広陵町も既に制定しているということで、ということは、どんなふうに活用されているのか、制定しただけになっているのか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 広陵町でございますが、この奈良県が承認しております促進計画につきましては、広陵町は約20件の事業者が承認されております。県内では127件でございます。経済産業省のホームページで、そういった承認された事例というのが紹介されております。ただ、承認を望む事業者さんだけが公開されておまして、奈良県は公表のほうはされておられません。大阪とかでしたら、作業服を作る事業者さんの新社屋の建設とかであったり、あと製造業で、プラチック製品を作られている企業さんなどがそういったものを活用して事業の拡大等を図られております。

○委員（馬場千恵子） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 広陵町ではどんな事業内容か。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 申し訳ありません。広陵町は確認しておりません。

○委員長（梅野美智代） ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（梅野美智代） ないようですので、厚生建設常任委員以外の方で、質疑のある方おられますか。

（発言する者あり）

○委員長（梅野美智代） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時05分

○委員長（梅野美智代） 質問は1人1回、3問までの質問といたします。

再開します。

常盤議員。

○委員外議員（常盤繁範） 1点、質問させていただきます。

先日、この議案については説明会を開いていただきまして、詳細にわたってご説明いただいております。その中で私、意図的に細かいところ、確認のために質疑させていただいている経緯があるんですけれども、私としては、この委員会において1つ確認したくて質疑をさせていただいている経緯でございます。

私が申し上げたい点として確認したいのは、新しいこの条例を制定する際には、当然のことながら、その施行日からの運用の規定、そういったものをしっかりと定めた上で条例を制定する。例えばですけれども、この条例案でいきますと、施行日が7月1日になっております。日にちとしましては、最終日の17日に予定されている採決後、日数としては13日かな、そのぐらいしかないわけですね。当然、この条例が施行された後は、その条例に基づいて運用されていかなければいけない。以前から私申し上げているんですけれども、新たな条例を制定する際には、その運用の規定、こちらのほうもししっかりと案として定めていただいて、

それを議会側にご説明いただく。これが筋道として正しいのではないかと、そのように考えているところでございます。

その件についてご見解を、どなたでも結構ですから伺いたいと思います。

以上です。

○総務部長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） はい、小野部長。

○総務部長（小野雄一郎） 議員のご質問の趣旨といたしましては、詳細にわたるご審議いただくための資料といいますか、確認ということで、そういう運用規定であるとか、今回でしたら、恐らく施行規則のようなものが予定されておると思いますので、そういったものも併せて議会にお示ししたほうがいいのではないかとというご質問として捉えました。

その上で、まず制度上の話をさせていただきますと、地方自治法上、議会の議決をいただく範囲としては、あくまでも条例という部分でございます。従いまして、議案という形では条例をお出ししているというところなんですけれども、しかしながら、具体的な実務のイメージが湧かなければ、審議が難しいという側面もあると思います。

今回でしたら、条例の施行日がかなり近いということで、その施行規則というものも、本来に限りなく施行前の状態まで仕上がっている状況だとは思いますが。

また一方で、条例案の中には、施行まで本当にまだ半年以上先のような提案もございますので、その場合でしたら、恐らくまだ検討段階というような状態の可能性もございますので、いずれにいたしましても、議決の対象ではないが、あくまでも事務手続を確認するための資料、そういったものとしてお示しできる方法がないのかということをしっかり考えて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○委員外議員（中山義英） 委員長。

○委員長（梅野美智代） 中山議員。

○委員外議員（中山義英） 2点、質問させていただきます。

別にこの条例に対して反対するものでもないしということで、ちょっと2点……。

（「1点だけだよ」と言う者あり）

○委員外議員（中山義英） 1つで2つ言う。一応、前回お話を聞かせてもらって、ただ、ものすごく条文が難しい。ほんまにこれ税を精通しているものでも分からん。

ほんで、これものすごくややこしい。いろいろ調べていたら、愛知県ですごくええ、分かりやすいのがあった。ちょっと課長にも言うていて、これ今度問合せあったときに、恐らく窓口にも来たらまだ説明できるけれども、電話やったらもう多分めちゃくちゃになると思うので、こういうのをちょっと参考にしながら窓口に置くようにしてもらったらええのかなと。

あと２点目、これやっていろんな資料請求されているやつ見ても、企業決まっていなくて、条例つくってやるわええわ、企業どこもなかったらしゃれにならんから、これ目標というか、１件でも２件でも企業を多く取りたい。どういった場所で、いろいろと取組を図っていくのか、その辺何か考えあったら教えてもらいたい。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（梅野美智代） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） ありがとうございます。

議員ご指摘のとおり、課税免除、複雑な要件であったり、手続の流れ、そういったものというのは、やはり事業者に分かりやすく視覚的にご理解いただくというのが、非常にそういった、ご紹介いただきましたチラシというのは重要かというふうに考えております。

窓口に置くだけではなく、円滑な案内ができるような形で、手続、こういうものがありますというのを見てもらえるような形で、他の先進の自治体で作成しているようなチラシというのを参考に、要件であったり、申請のフローというのを説明チラシをつくるような形で、検討を進めていかしていけたらなと考えております。

２点目のＰＲでございますが、やはり近隣の自治体でもホームページに載せて、すごく分かりやすく案内をしているところでございます。

やはり、奈良県もそういった情報を集めて冊子にしております。そういうところから、奈良県の助言を仰ぎながら、企業に来ていただけるような体制をつくっていけたらなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（梅野美智代） はい、退出してください。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（梅野美智代） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長（梅野美智代） 全員であります。

よって、議案第30号 河合町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○委員長（梅野美智代） 当委員会に付託されました案件は以上です。

これをもちまして、厚生建設委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午後 2時13分

議事の経過を記載し、相違ない事を証する為、ここに署名する。

梅 野 美智代